

千葉県地域見守り活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉法人等（以下「実施団体」という。）が行う地域見守り活動支援に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該実施団体に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者

市内に住所を有する65歳以上の者で、日常生活の援助が必要なひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方をいう。

(2) 実施団体

千葉市内において活動する5人以上で組織された社会福祉法人、特定非営利活動法人、町内自治会等の住民組織のうち、規約等が整備されている団体をいう。

(3) 見守り活動

自宅訪問、街中での声かけや新聞受けの確認等の安否確認をいう。

(4) 助け合い活動

掃除・洗濯・調理等の簡易な家事援助、買い物・散歩等外出の付添をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、新たに開始する事業とする。

(1) 地域における高齢者に対する見守り活動

(2) 地域における高齢者に対する家事援助等の助け合い活動

(3) その他、高齢者の見守りに資する活動

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける活動

(2) 営利を目的とした活動、政治活動又は宗教活動

(3) その他公序良俗に反する等、補助の対象事業として適当でないと認められる活動

(4) 既に実施している事業

(5) 同一団体において過去2回以上、当該補助金の交付を受けている

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表に定める事業の実施に必要な経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費としない。

(1) 同一の物品に対し、当該補助金の他に、国、千葉県又は千葉市から財政的支援を受ける備品購入費

(2) 同一の物品に対し、当該補助金の他に、国、千葉県又は千葉市から財政的支援を受ける消耗品費

(3) 同一の者又は団体に対し、当該補助金の他に、国、千葉県又は千葉市から財政的支援を受ける報償費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費を合計した額（ただし、千円未満の額があるときは切り捨てた額）と15万円を比較して少ない額とする。

2 過去に当該補助金の交付を受けた団体において、新たな補助対象事業を実施する場合に限り、補助金を交付する。

3 同一団体における補助金の交付は、同一年度内で1回とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 従事者名簿

(4) 拠点の図面

(5) 規約又は会則の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請にかかわる書類等を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

(1) 補助対象経費の総額、補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 事業により取得した物品は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けず、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉市地域見守り活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 規則第8条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、すみやかに内容を審査し、決定した内容を千葉市地域見守り活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定により、補助事業等の遂行の状況に関し、前月の状況報告書を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 対象経費の支払いを証する書類（代表者原本証明のもの）

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを、補助対象事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

(補助金の確定通知)

第14条 規則第13条の規定による通知は、千葉市地域見守り活動支援補助金確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定において、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において、準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域見守り活動支援補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(決定等の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市地域見守り活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

(返還命令)

第17条 規則第18条第1項、又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域見守り活動支援補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、千葉市地域見守り活動支援補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

別表

補助対象経費	摘要
備品購入費	その性質形状を変えず、比較的長く使用できる物品及び性質が消耗性のものであっても形状の永続性のあるもののうち、取得価格が2万円以上のもの
消耗品費	1回の使用によって消耗され、または比較的短期間にその性質形状が比較的短期間に変えられる物品並びに備品に該当する性質形状を有するもののうち取得価格が2万円未満のもの
報償費	報償金、謝礼金など

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。